

令和3年度都区財政調整協議結果等について

1 令和3年度都区財政調整

(1) 概要

		対前年度増減率
① 調整税等（当年度分）	1兆7,735億円	(△3.6%)
② 交付金の総額（ア+イ）	9,787億円	(△3.4%)
ア 当年度分（調整税等の55.1%）	9,772億円	
イ 精算分	15億円	
③ 基準財政収入額A	1兆2,128億円	(△1.3%)
④ 基準財政需要額B	2兆1,426億円	(△2.2%)
ア 経常的経費	1兆9,426億円	
イ 投資的経費	2,000億円	
⑤ 交付金	9,787億円	(△3.4%)
ア 普通交付金（B-A）	9,298億円	
イ 特別交付金	489億円	

(2) 特徴

《交付金の総額》

交付金の総額は、平成28年度税制改正の影響が平年度化したことなどによる市町村民税法人分の大幅な減収により、9,787億円となり、前年度と比べ、341億円、3.4%の減となりました。

- 普通交付金は、交付金総額の95%相当で9,298億円、前年度と比べ、324億円の減となり、特別交付金は、交付金総額の5%相当で489億円、前年度と比べ、17億円の減となりました。

《基準財政収入額》

基準財政収入額は、1兆2,128億円となり、前年度と比べ、164億円、1.3%の減となりました。

- 特別区民税は、雇用環境や景気の動向を反映し、前年度と比べ、204億円の減となりました。
- 株式等譲渡所得割交付金は、前年度と比べ、65億円の増となりました。
- 地方消費税交付金は、個人消費支出と輸出入の減少等により、前年度と比べ、35億円の減となりました。

《基準財政需要額》

基準財政需要額は、2兆1,426億円となり、前年度と比べ、488億円、2.2%の減となりました。

○ 経常的経費は、中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）を新規に算定するなど、前年度と比べ517億円の増となりました。投資的経費は、公共施設改築工事費（令和2年度分）の臨時的算定が終了し、前年度と比べ、1,004億円の減となりました。

2 協議課題の調整内容

項 目	都	区	合計
1 最終的な提案数	6	59	65
(1) 当初提案	6	58	64
(2) 追加提案		(※1) 1	1
2 調整項目数	4	44	(※2) 47
(1) 新規算定		19	19
(2) 算定充実		11	11
(3) 事業費の見直し	2	6	8
(4) 算定方法の改善等	2	5	(※2) 6
(5) 財源を踏まえた対応		1	1
(6) その他		(※3) 2	2
3 当初算定に至らなかった項目数	2	15	17
(1) 協議が整わなかった項目	2	15	17

※1 商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）の前倒し算定（財源を踏まえた対応）

※2 共同生活援助等事業費について、都区双方から提案があったため、合計が一致しません。

※3 介護人材確保等対策事業費、認可外保育施設等保護者負担軽減事業費

(1) 新規算定（19項目、170億円）

・公衆無線LAN経費、情報セキュリティ強靱化関連経費、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費、保育所等賃借料補助事業費、予防接種費（ロタウイルス）、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、教育相談事業費（教育心理検査事業費） など

(2) 算定充実（11項目、126億円）

・安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成）、健康診査（胃がん検診）、道路清掃費、会計年度任用職員制度の反映 など

(3) 事業費の見直し(8項目、△99億円)

- ・障害者モビリティ支援事業費、健康づくり推進費(健康づくりフォローアップ指導事業費)、【投資】道路改良工事費、道路占用料、公園使用料・占用料、【小学校費】夏休み期間プール指導員 など

(4) 算定方法の改善等(6項目、137億円)

- ・共同生活援助等事業費、清掃費の見直し、【小・中学校費】学校運営費(教育用コンピュータ整備費等)、【小・中学校費】特別支援学級等運営費(特別支援教室消耗品費等) など

(5) 財源を踏まえた対応(1項目、220億円)

- ・商工振興費(中小企業関連資金融資あっせん事業(緊急対策分))の前倒し算定

(6) 協議が整わなかった項目(17項目)

- ・【経常・投資】放課後児童クラブ事業費、特定不妊治療費助成事業費、【小・中学校費】学校運営費(学校諸室冷房設備整備経費)、【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し(土木工事)、都市計画交付金 など

3 協議上の諸課題

項目		区の考え方	都の考え方	協議結果
特別交付金 (特別交付金の割合の引き下げ)	透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通交付金による対応を図るため、引き続き特別交付金の割合を2%を基本に見直す方向で検討	○透明性・公平性が高く、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金の財源を優先的に確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げをを求める	○普通交付金の算定対象となっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには5%が必要	協議が整わなかった項目として整理する
特別交付金 (算定の透明性・公平性の向上)	討	○区側が認識していない算定除外経費の明確化など、算定ルールの見直しを求める ○各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費としてルールに明示すべき	○過去に算定された経費を必ず算定するとしてしまうと、本来算定すべき特別の財政需要などを算定できなくなるおそれがある ○ランニング経費については原則的に算定から除外してきた経緯があり、明確化することに都として異論はない	算定ルールを見直し、各種システムの維持管理経費及び会議用の食糧費を算定除外経費として明示する
減収補填対策	年度途中の調整税の減収について、一般の市町村が採りうる減収対策に見合う対応策を引続き検討	○一般の市町村が採りうる対策に見合う対応策として、市町村民税法人分に係る減収補填債の発行が可能となるよう国に求めることについて、協力を求める ○市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、区市町村振興基金で確保するよう求める	○特別区が市町村民税法人分に係る減収補填債を直接発行することはできないものとされている ○現下の経済状況や、特別区の新型コロナウイルス感染症対応の状況等も鑑み、各区の財政運営上の対応として、特別的に、区市町村振興基金の追加借入れを要望する区に対して、区市町村振興基金を貸し付ける	現下の経済状況や新型コロナウイルス感染症対応の状況等に鑑み、特例的な対応として、区市町村振興基金の貸し付けを行う

項目		区の考え方	都の考え方	協議結果
都市計画交付金	都区の都市計画事業の実施状況に見合った配分となるよう抜本的な見直しを検討	○制度の抜本的な見直しや、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体の設置を求める	○各区から直接、現状や課題等を伺うなど、引き続き適切に調整を図りながら対応していく	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する

4 令和2年度普通交付金算定残の取扱いについて

(1) 令和2年度最終フレーム

	(単位：億円)				(単位：億円)		
	当初フレーム (A)	当初算定 (B)	差額 (A-B)	→	最終フレーム (C)	当初算定 (B)	差額 (C-B)
普通交付金	9,621	9,380	※241		9,380	9,380	※0.3
特別交付金	506	506	0		494	506	△13

※当初算定残

※最終的な算定残

(2) 協議課題の調整内容

当初算定時の算定残約241億円が、その後の調整税等の税収見込の減により約0.3億円となりました。この算定残は、地方自治法施行令第210条の13及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算し、普通交付金の再算定は実施しないこととなりました。

なお、特別交付金へ加算するに当たり、特別な需要として新型コロナウイルス感染症対応経費に充当することとなりました。